

発言通告書（一般質問用）

東村山市議会議長 殿 以下のとおり、質疑通告をする。

2016年11月22日 通告者 6 矢野 ほづみ

質問時間制限に抗議し順次伺う。

1 パワハラと市長らの責任

- ① 現在、処理委員会で審理されている現市民部長、及び経営政策部長による元広報課長に対するパワハラ事件及びパワハラ放置に関して、9月議会に続き、伺う。まず、これまでの答弁で経営政策部長は2014年11月までに、新任の経営政策部次長から、元広報課長に対する現市民部長によるパワハラ、暴力行為について元広報課長による書面の被害申告を調査しなかったと答弁していますが、パワハラ被害について部長は、元広報課長から文書で、被害の申告をうけながら、結局のところ、放置し、もみ消したわけだが、^市決められている「ハラスメント防止に関する規則」あるいは「指針」から見て、これに違反しているのではないか、所属長である経営政策部長にお答えいただきたい。
- ② 次に、パワハラの被害者である当時の広報課長が2014年6月20日16時30分ころ、係長らと、市長を表敬訪問するよさこい関係者らに取材対応を市長公室で行っていた際、当時の経営政策次長から暴言を浴び、肩をつかんで引きずりだされるとか、膝蹴りをされるなどの暴行を受けた件について、処理委員会の委員長は事実を把握しているか。また加害者とされる現市民部長はこの事実間違いのないか伺う。
- ③ 元広報課長が、パワハラ被害に遭っているとき、経営政策部長の部下であった新任経営政策次長、課長、主事が次々に休職そして退職に追いこまれた事実があるが、職務遂行上、担当者が突然いなくなるのは支障がないわけがない、こういった事態を招いた上司として経営政策部長に何らかの責任があるのではないかと考えるが見解を伺う。
- ④ パワハラの被害者は、ご自分の窮状を打開する為に関係各機関に相談しているようですが、当市の処理委員会の委員長はどのように把握しているか
- ⑤ 前議会の答弁でもふれられていたが、本件パワハラ事件の以前に、同じく苦情処理員会に申出のあった事案では、加害者は2階級降格という処分がなされた例があると聴くが、具体的事実経過を明らかにしていただきたい。

- ⑥ 市長に伺うが、パワハラ行為、パワハラもみ消し、放置の疑いが判明している経営政策部長の、再任用を続ける考えか、また、経営政策部長、市民部長のパワハラ、それによる多数の職員の退職について、市長自身の責任を、どのように認識しているか
- ⑦ 本件に関する総括。

2 多摩湖寿会で発生した横領事件の責任

- ① 公金から補助金が支出されている老人クラブは単なる任意団体ではなく、公的性格の強い団体だが、会計処理の基本原則は何か、見解を伺う。
- ② 9月議会では補助対象経費以外の会計においては、横領が発生しても市は関知しないともとれる答弁があったが、そもそも適正な会計運営が行われていない団体に対して公金で補助をするという行為が適切だと考えているのか伺う。そうでないとすれば、団体の会計運営に問題が発生した場合、指導是正するのが社協および市の立場ではないか。
- ③ 市に提出された平成24年度から平成27年度の「収支報告書」は虚偽であったことが明らかとなった。過失ではなく故意（悪意）であることも内容から明らかであるが、この事実について、市はどう対処するのか。
- ④ 虚偽の収支報告書を提出し、補助金（公金）を着服した会計担当の元市議に対し、横領及び返金につき法的措置をとる必要があると考えるが、市の見解を伺う。
- ⑤ 監査を行っていたにも関わらず4年間も放置されていた横領の責任は誰が取るのか。このまま誰も責任を取らずにうやむやにする考えか。監査を行った社協の責任は。
- ⑥ 上記に関する総括

3 就学時前の小学校長による保護者面談の実態

- ① 保護者面談実施の基準（目的、対象選定の基準）。
- ② 支援学級への誘導には限界があるのではないか。
- ③ 小学校での加配の実態の実態と問題点。（幼保小の連携、年度初めからの配置、児童専任教諭の配置と横浜の例）
- ④ 本件に関する総括。